

南砺市観光 PR ポスター制作業務 仕様書

1 業務の名称

南砺市観光 PR ポスター制作業務委託

2 目的

本業務は、これまでの南砺市観光 PR ポスターを一新し、インバウンドに対応した（インバウンド需要に訴求できるような内容かつ国内向けでも使用できるもの）新しい南砺市観光 PR ポスターを制作することを目的とする。

3 期間

契約締結日から～令和 8 年 3 月 1 6 日（月）まで

4 納入場所

南砺市交流観光まちづくり課

〒939-1692 南砺市荒木 1550 番地

電話/FAX：0763-23-2019/0763-52-6349

E-mail：koryukankoka@city.nanto.lg.jp

5 業務内容

（ア）ポスター制作全般にわたる企画、デザイン等の制作

- ①企画立案、デザイン、現地取材、写真撮影、キャッチコピー作成、レイアウト、編集、校正など観光 PR ポスター制作に必要な全ての作業を実施すること。

※校正 3 回以上、色校正 1 回以上。

※取材・撮影先の交渉は、基本的に受注者が直接行うことを想定しているが、当市も適宜サポートを行う。

※校正は当市のほか、各施設に対しても基本的に受注者が直接行うことを想定しているが、当市も適宜サポートを行う。

- ②キャッチコピー作成には、ライター等執筆経験のある者を登用すること。
- ③インバウンドにも対応した（インバウンド需要に訴求できるような内容）デザインかつ国内でも使用できるようなデザインとすること。
- ④考案する前に、南砺市が賛助団体である日本政府観光局（JNTO）に、無償の範囲内で、欧米市場の嗜好に関する進言、ポスターの訴求テーマやマナー、トーン、キャッチコピー等に関するアドバイスをもらうこと。
- ⑤可能な限り、四季折々の写真撮影を検討すること。

(イ) 基本事項、印刷部数

- ① サイズ及び印刷部数 B1 サイズ 200 部×2 種類
- ② 色紙 4 色以上刷り
- ③ 片面印刷
- ④ ターゲット 欧米（英語圏）

(ウ) 要件

- ①制作するデザインは2種類とし、その内1種類は、「井波エリア（井波彫刻関連も含めること）」をテーマとする。
- ②欧米市場をターゲットとするが、国内向けにも使用できるものとする。
- ③多くの人々の目を引くインパクトのあるデザインとすること。
- ④各デザインにキャッチコピーもしくはタイトルを記載すること。
- ⑤年間を通して様々な場面で観光 PR に使用することを考慮したデザインとすること。

(エ) レイアウト項目

以下の項目について、ポスターに記載すること。

- ①「南砺」「なんと」「ナント」「NANTO」のいずれか一つ以上を用いたロゴを表記すること。
- ②メッセージ性かつ話題性のあるキャチコピー
- ③南砺市の位置を示す地図
- ④電車、車でのアクセス
- ⑤南砺市交流観光まちづくり課 電話 0763-23-2019
- ⑥一般社団法人南砺市観光協会 電話 0763-62-1201
- ⑦南砺市観光協会公式インスタグラム QR コード (@NANTOSHIKANKOKYOKAI)
- ⑧南砺市観光協会公式 HP 日本語版、英語版の QR コード

(<https://www.tabi-nanto.jp/> もしくは <https://www.tabi-nanto.jp/en/>)

ただし、英語版は R 7 年度中にリニューアル予定のため、時期を考慮する必要あり。

(オ) 電子データの作成

以下の電子データを作成すること。

- ・JPG データ
- ・PDF データ

6. 成果品

成果品として、次のものを提出すること。

- ① B1 サイズの観光 PR ポスター 2 種類×200 部
- ② ポスターの電子データ
 - ・JPG データ（高画質なもの）
 - ・PDF データ
 - ・AI データ（Adobe Illustrator で編集可能なデータ）
- ③ ポスター作成に使用した写真・テキスト等データ一式

7. その他

- （ア）成果品の品質については、本仕様書の内容を満たすものとする。なお、品質が十分に確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。
- （イ）受託者は、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理（各作業の進捗状況の把握、市への状況報告等）を徹底すること。
- （ウ）取材、制作に必要な一切の経費は委託料に含むものとする。
- （エ）今回制作するポスターの著作権はすべて市に帰属する。
- （オ）本業務で受託者が撮影し、成果品に使用した写真データは市が自由に利用できることとする。
- （カ）本業務により収集した個人情報等の取扱いについては、受注者側で一切の責任を負うこと。
- （キ）成果品が他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。
- （ク）本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は市と協議すること。